いじめ防止のための校内推進構想

＜基本姿勢＞

いじめを許さない学校づくり

○「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
○いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童の悩みを受け止める体制を整備する。
○いじめの事実関係の究明に当たっては、実態の把握を正確かつ迅速に行う。
○学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
○児童理解を深め、児童一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼関係づくりや児童相互の人間関係づくりに努める。
○学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、町教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。
○いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努める。
○いじめを認知した場合、被害者の立場に立った指導を行う。
○いじめられている児童については、が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

校内いじめ対策委員会

○ 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、他
＜内容＞
・いじめ防止の全体計画の策定・いじめ発見のための調査
・関係機関との連携
・児童、保護者への対応
・いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

いじめの把握

職員会 ⇔ 組織的対応 ⇔ 学年会

いじめへの対応

＜未然防止・早期発見・早期対応＞

日常的・継続的な取組

○すべての教育活動において自己存在感、自尊感情等を高める積極的な生徒指導の視点で計画的・継続的な指導を行う。
○人権が尊重される学校づくりの推進を図る。
・学習活動づくり
・人間関係づくり
・環境づくり
○なかよしアンケートやいじめアンケートを確実に実施し、早期発見に努めるとともに、その内容について校内いじめ対策委員会で検討し早期対応する。
○教師用のいじめの早期発見のためのチェックリストをもとに意識して観察する。
○保護者用のいじめの早期発見のためのチェックリストや学校だより、ス

重大事案の対応

○重大事態が発生した場合、事実関係を町教育委員会へ迅速に報告する。（速報）
○調査については、関係児童及び保護者への情報を提供する。
○重大事態の発生にともなう町教育委員会を通じた町長へ報告する。
○被害児童の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応を行う。
○加害児童に対しても、教育的配慮のもと別室指導等、毅然とした対応を行う。また教育上必要があるときは、学

いじめられた側

【保護者】
○いじめの事実を正確に伝える。
○本人を絶対に守るという姿勢を示す。
○教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
○信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

【児童】
（受容）つらさや悔しさを十分に受け止める。
（安心）具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
自信：良い点を認め、励まし、自信を与える。
（回復）人間関係（仲友関係）の確立を目指す。
（成長）本人自身の自己理解を深め、自立への支援

観衆・傍観者

○グループ等への指導を行う。
○学級全体への指導を行う。
○具体的事実に基づき話し合う。
○自分の問題として考えさせ、「いじめは絶対に許されない行為」であることに気づかせる。
○日頃から人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。
○学年及び学校全体への指導を

いじめた側

【保護者】
○いじめの事実を正確に伝える。
○保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
○子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

【児童】
（確認）いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
（傾聴）不満・不安等の訴えを十分に聴く。
（内省）いじめられた子どものつらさに気づか
（処遇）課題解決のための援助を行う。
（回復）体験活動等を通じて所属感を高める。心理的ケアを十分に行う。

家庭・地域・関係機関との連携